

○北九州市いじめ問題専門委員会条例

平成26年6月25日
北九州市条例第42号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、北九州市いじめ問題専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第23条第2項の規定による報告に係る事案に関すること。
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市いじめ問題専門委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市いじめ問題専門委員会条例（平成26年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、北九州市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催及び公開)

第2条 条例第2条第1号の規定による対策に関する専門委員会の会議は、定例的に年3回程度開催することとし、原則として公開とする。ただし、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に係る審議については、この限りでない。

2 条例第2条第2号及び第3号に掲げる所掌事務に関する専門委員会の会議は、必要に応じ開催することとし、原則として非公開とする。

(除斥)

第3条 委員は、条例第2条第3号に規定する重大事態に係る調査案件について利害関係を有する等調査の公平性又は中立性を害するおそれがあるときは、当該重大事態に係る調査及び審議に加わることができない。ただし、専門委員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(調査)

第4条 専門委員会は、条例第2条の調査を行うに際し、その目的、調査の概ねの期間、方法、入手した資料の取扱い等について協議し、教育委員会に報告するものとする。

2 専門委員会は、前項の調査を行う場合は、当該調査の進捗状況等を適時に、かつ、適切な方法で教育委員会に報告するものとする。

3 専門委員会は、調査対象者から意見、説明等を求める場合には、委員が2人以上で行うものとする。

4 専門委員会は、第1項の調査に際し、当該調査に係る被害を受けた児童又は生徒及びその保護者等が会議で事実関係に関して意見を述べ、説明等を行うことを求める場合において、調査のため必要であると認めるときは、その機会を与えることができる。

(報告)

第5条 専門委員会は、所掌事務（条例第2条第1号に規定する所掌事務を除く。）に関する調査及び審議を終えたときは、報告書を作成し、教育委員会に報告するものとする。

(委員会の庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、教育委員会指導部指導第二課において処理する。

付 則

この要綱は、平成26年12月17日から施行する。